

## 郡山市特別融資制度推進会議設置要綱

平成7年4月1日制定  
平成10年7月22日一部改正  
平成13年8月6日一部改正  
平成14年11月25日一部改正  
平成19年6月19日一部改正  
平成20年8月18日一部改正  
平成20年9月3日一部改正  
平成20年10月1日一部改正  
平成20年10月14日一部改正  
平成25年4月1日一部改正  
平成27年3月24日一部改正  
平成27年6月22日一部改正  
平成28年3月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成29年10月17日一部改正  
[農林部農業政策課]

### (目的)

第1条 郡山市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資及び保証審査等の運営を図るために特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 農業経営改善促進資金
- (3) 青年等就農資金
- (4) 農業近代化資金
- (5) 農業改良資金
- (6) 経営体育成強化資金
- (7) 農業改良資金（農商工等連携促進法による直貸）
- (8) スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）

### (協議等事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付の認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導、助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付の認定等に当たって必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関、団体の代表者をもって構成する。

- (1) 行政機関
  - ア 郡山市
  - イ 郡山市農業委員会

ウ 福島県県中農林事務所（農業振興普及部）

(2) 融資機関・保証機関

ア 福島さくら農業協同組合

イ 株式会社日本政策金融公庫福島支店農林水産事業

ウ 農林中央金庫福島支店

エ 福島県農業信用基金協会

オ 福島県内の民間融資機関（ただし、借入申込案件に対し、直接関係する融資機関に限る。）

(3) その他

ア 福島県青年農業者等育成支援センター

イ 税理士その他推進会議が必要と認める機関、団体  
(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、会長には郡山市長をもって充てる。

2 会長職務代理者に郡山市農林部長をおく。

3 会議は、会長が招集し、会長がこれを主宰する。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、農林部農業政策課に置く。

(協議)

第6条 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2条の協議等に当たっては、原則として、

(1)の方法によるものとし、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

(2) 次に掲げる方法

ア 事務局は、融資機関への文書持回方式により処理を行うものとする。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う福島県及び市（以下「助成地方公共団体」という。）その他借入申込案件に直接関係を有する構成機関（以下「関係構成機関」という。）に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。その際、郡山市は、利子助成を行う立場であることを踏まえ、特に慎重な判断が必要とされる案件については、融資機関に対し、意見を述べることができる。

(注) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査

を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

2 前項の「慎重な審議が必要な場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が1億5千万円（法人にあっては、5億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市から受けた農業者を含む。）が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があると認めるものである場合

3 第1項第1号の規定により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び措置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

4 前項の報告を受けた事務局は、次の各号に掲げる機関に対し、当該各号に定める事項を速やかに通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

5 前項の通知において、推進会議が認定結果等を報告する場合においては、経営改善資金計画書の写しを併せて送付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、別に定める。

2 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。）。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月25日から施行し、同年8月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日から適用する。